

前橋市監査委員公表第13号

平成30年7月2日に提出された前橋市職員措置請求の監査結果による勧告を受けて講じた措置について、平成30年9月7日付けで前橋市長から通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成30年9月7日

前橋市監査委員	福	田	清	和
同	田	村	盛	好
同	中	里		武
同	笠	原		久



内 職

平成30年9月7日

前橋市監査委員 福 田 清 和 様
田 村 盛 好 様
中 里 武 様
笠 原 久 様

前橋市長 山 本



前橋市職員措置請求（住民監査請求）に係る措置について（通知）

平成30年8月28日付け内監で勧告された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、通知します。

(総務部職員課人事係)

記

1 措置内容

平成29年6月18日における時間外勤務命令について、これを取り消し、当該時間外勤務に対して支払われた時間外勤務手当を返還させた。

2 返還金額

3, 226円

